

Table with multiple columns containing numerical data and categorical labels (e.g., state names like Jalisco, Sonora, etc.).

第5章 グアテマラ教育省（MINEDUC）の主な取り組み

5-1 教育改革計画

第1章でも触れたが、今日のグアテマラの教育政策はすべて「和平協定」に依拠しており、これに基づいて実施される「教育改革」は、今後の教育開発にとって非常に重要なコンセプトを与えている。現在、多くの国々で教育改革が実施されているが、グアテマラの場合は「和平協定」に基づく平和構築と内戦の再発防止、社会経済開発に具体的に資することが義務づけられているという点で特徴的である。

1996年12月29日、グアテマラ政府とゲリラの連合組織であるグアテマラ国民革命連合（URNG）との間で「最終和平協定」が合意され、36年間にわたって継続した中米最後の内戦が終結した。ここには、90日以内に教育改革の実施に着手することが盛り込まれていたため、1997年3月20日に「教育改革計画のための合同委員会（Comisión Paritaria de Reforma Educativa：COPARE）」が設置された。これは、「和平協定」のひとつ「先住民のアイデンティティと諸権利に関する合意」に基づいて、大統領府和平事務局（Secretaria de la Paz：SEPAZ）に設置された、政府側委員5名、先住民側委員5名から成る時限的な組織で、実質的な協議は1997年4月から開始された。以後、改革が必要とされる教育政策、教育法規、教育財政、文化、言語、人間開発、教育行政、教育技術、（社会的）コミュニケーション、学校等の教育インフラ、生産性の11分野にわたって、国民や関係団体の意見を聴取しつつ、協議を重ね、「教育改革計画」として1998年に成果がまとめられた（表5-1参照）。

この教育改革は、1998年から2008年までの10年間にわたって、「計画と始動（1998～2000年）」「発展と強化（2001～2004年）」「定着と評価（2005～2008年）」の三段階に分けて実施されることになっており、計画提出後に解散した「COPARE」に代わって、新たに「教育改革審議会（Comisión Consultiva de Reforma Educativa）」が発足し、教育改革を速やかに実行するため、各種の調整業務を行っている。

なお、「教育改革計画」は、「和平協定」と同様に、国家による公約という位置づけにあり、政権交代による影響を受けずに、着実に実施することが期待されている。

表5-1 「教育改革計画」の概要

政策カテゴリー	計画内容
教育改革実施体制	実施体制の整備、教育法規の整備
教育財政	投資の拡大、投資効率の向上
カリキュラム	民主化と持続的開発、教育の質的改善、地方へ配慮したカリキュラム改編
人材育成	人材の育成・確保、現職者（専門官、教員など）への継続的な研修、人材の効果的な活用
社会公正	教育における機会均等の実現、社会的弱者への差別根絶、識字の完全達成
多文化	全児童を対象にした多文化教育の実現、各地域・民族に固有の文化の保全、多言語教育の推進
機構改革と近代化	組織間調整・連携の改善、組織の統合・改編、地方分権化

出所：“Diseño de Reforma Educativa”

5-2 教育自主管理プログラム

(1) 経緯

教育自主管理プログラム（PRONADE）は地方分権化の流れのなかで、教育予算と教育制度の運用及び教育コミュニティ内の資源の活用、ないし動員を効果的に図るべく、1992年にUNDPの協力を得て開始される運びとなった。実質的な活動は1993年に始まり、共同参画農村教育基金（Fondo para la Educación Rural Coparticipativa：FOERCO）が設立され、チマルテナンゴ県の20の小学校を対象としてパイロット・プロジェクトSaq'be'（Camino de luz en Kaqchikel：カクチケルの光の道）が開始されたが、政権交代によってこのパイロット・プロジェクトは中断を余儀なくされた。

その後、1993年12月に初等教育のための連帯基金（Fondo de Solidaridad para la Educación Primaria）とFOERCOが統合されて、今日のプログラムの原形となるPRONADEが誕生した。そして、社会投資基金（Fondo de Inversión Social：FIS）の支援を得て、サン・マルコス県の45コミュニティを対象にパイロット・プロジェクトが実施されるに至った。

1996年には、新政権がPRONADEの役割を再考し、新しいビジョンを示すと同時にプログラムが再構築され、政令として法的な認可を得た。ここに至って、PRONADEは正式な国家事業として大規模に開始される基盤が整備されたといえる。

(2) 目的

PRONADEのビジョンとは、「子ども一人ひとりが、グアテマラ国民として、福祉の向上に向けて良質な基礎教育へアクセスできるようにする」というものであり、教育の普及を最重視している。また、その使命は「組織されたコミュニティに予算運用を委任し、地方分権方式で教育サービスを運営管理させ、コミュニティの自主的な運営管理能力（Autogestión）を向上させることを通じて、（学校が存在しない）農村部における教育のカバー率と教育サー

ビスの質を向上させる」と規定されており、教育への住民参加を通じて教育の普及のみならず、良質な教育サービスの提供をもめざしていることが分かる。ちなみに、PRONADEの底流にある原理原則は、補助(Subsidiariedad)、連帯(Solidalidad)、住民参加(Participación Ciudadana)、運営管理上の効率(Eficiencia Administrativa)、民主化促進(Fortalecimiento de la Democracia)の5つである^{注37}。

(3) 実 施

PRONADEは、教育の普及が比較的遅れており、先住民が多く居住し、開発が進んでいない、アルタ・ベラパス県、キチエ県、ウェウエテナンゴ県、トトニカパン県の4県を対象に、表5-2のような数値目標の達成に向けて実施されてきた。近年の教育統計によれば、2000年には学齢人口の13.4%となる約25万人もの子どもがプログラムの恩恵を受けており^{注38}、着実な歩みを感じられる。

なお、PRONADEは、教育省(本省)、県教育事務所(DDE)、PRONADE事務局、教育サービス・センター(Institución de Servicios Educativos: ISEs)、教育委員会(Comité Educativo: COEDUCA)、及び教員によって実施されており、図5-1のような構造及び役割を有している。

表5-2 PRONADEの数値目標(1996年時点)

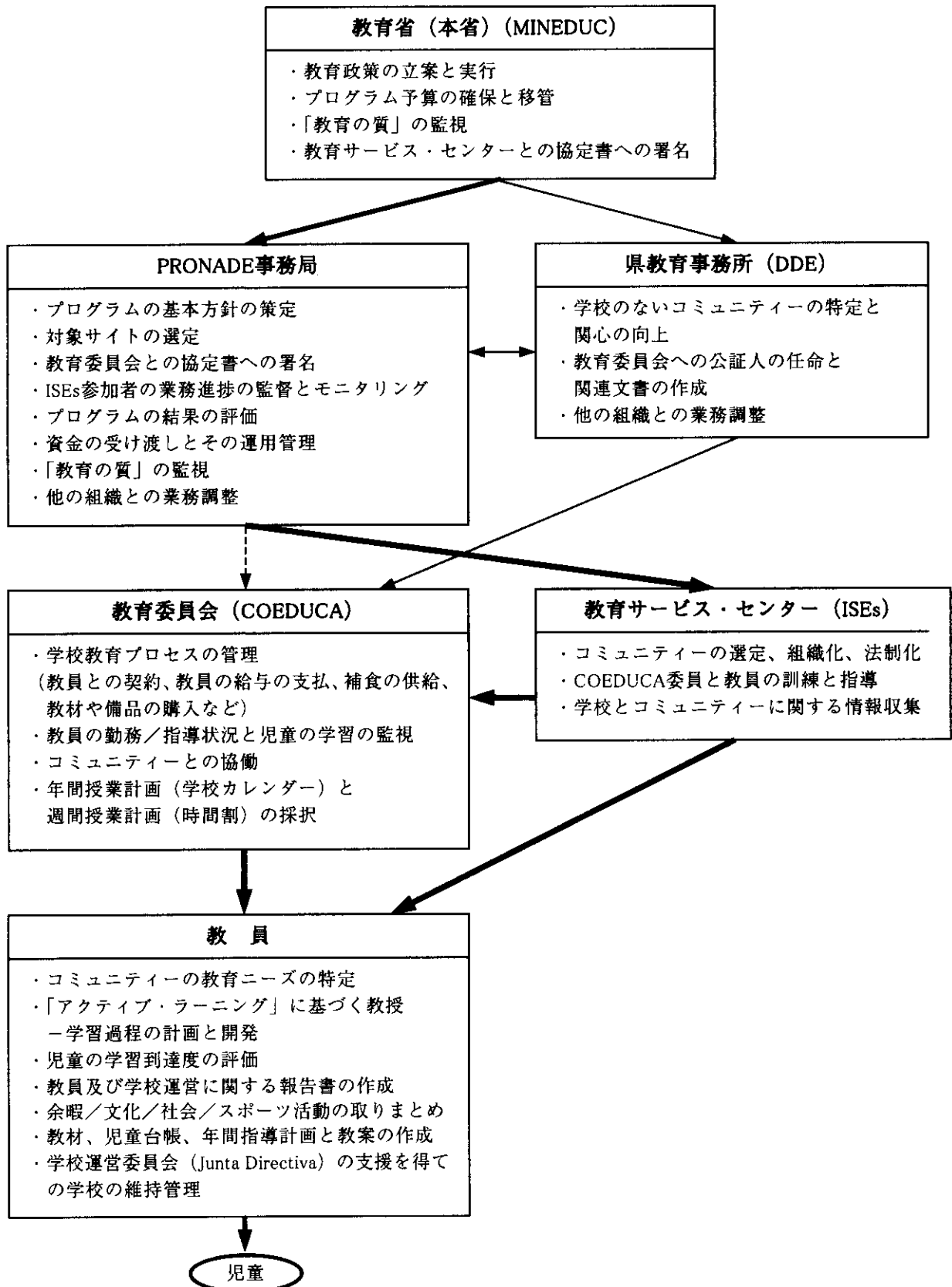
2000年までに、

- ① 25万人の子どもたちに教育サービスを提供する。
- ② 2万人以上の父母(教育委員会委員)を研修する。
- ③ 5,000人以上の訓練を受けた教員を確保する。
- ④ 130市以上の地方自治体において実施する。
- ⑤ 教育サービスの質を向上させる。

出所：“Anuario Estadístico de la Educación 1996”, MINEDUC, 1996

^{注37} “Anuario Estadístico de la Educación 1996”, MINEDUC, 1996

^{注38} 2000年時点。“Estudio Cuasi-Experimental de Resultados del Año 1999 -PRONADE-”, MINEDUC-PRONADE, 2000



出所：“Estudio Cuasi-Experimental de Resultados del Año 1999 -PRONADE-”, MINEDUC-PRONADE, 2000及び
 “Manual del Maersro y Maestra”, MINEDUC-PRONADE, 2000を基に村田作成

図 5 - 1 PRONADEの構造と関係機関の役割分担

図5-1によれば、小学校の監督業務において、本来県内のすべての小学校を統括する県教育事務所とPRONADE事務局との役割の重複がみられ、プログラム運営上の問題が容易に想像できる。実際、1998～1999年ごろには「県教育事務所は、PRONADE対象校を監督しない」という方針が取られ、PRONADEのノウハウが県教育事務所に蓄積しないという事態も発生していた。また、COEDUCAの予算管理における透明性の確保、教員の任命、教員の給与水準及びその支払いなどについても若干の問題を抱えているとの見方も存在しており^{注39}、その効果と同様に問題点についても詳細に検証し、今後のグアテマラの教育開発に資する経験の蓄積とその改善及び普及が望まれている。

(4) 評価

教育省は、1999年にPRONADEのモニタリングを行い、実験群（PRONADE校）330校と統制群（一般校）110校を対象に、比較調査を行った調査結果報告書“Estudio Cuasi-Experimental de Resultados del Año 1999 -PRONADE-”をまとめた。以下、上記報告書に基づいてPRONADEの効果について検証する。

1) 授業時間と時間割

実際に1日のうちに授業が実施されている時間を調べたところ、PRONADE校では4.04時間、一般校では3.69時間と約21分の差が生じている。年間授業日数を規定の180日として計算すると、年間で63時間もの学習時間の差が生じることになり、児童の学習進度に大きな影響を与えるものと推測できる。

では、教員の勤務状況はどうであろうか。調査によれば、一般校では11.5%の教員が欠勤などが多いとしているのに比べて、PRONADE校ではその半分以下の4.7%という数値を示しており、PRONADE導入によって教員の勤務態度や学習指導が向上したと結論づけられている。

しかしながら、児童の出席率^{注40}をみると、PRONADE校では男子72.2%、女子59.8%であり、一般校の男子80.6%、女子68.8%よりも低く、児童の出席に関してはPRONADEの効果を実証することができなかった。また、男女格差が依然として大きいことも判明した。

2) 親の学校活動への参加状況

調査によれば、PRONADE校があるコミュニティーにおいてはCOEDUCAが存在するものの、一般校のコミュニティーでは、必ずしも類似の組織（Comité de Padres y Madres de Familia、Junta Escolarなど）が存在しておらず、単純な比較は困難である。しかしながら、

^{注39} 県教育事務所の複数の専門的行政官からの非公式なヒアリングによる。

^{注40} 各校の第1学年と第6学年の就学登録児童数における、調査者の学校訪問日時に出席している児童の割合をもって出席率としている。

学校運営への参加度、教員とのコミュニケーションの度合い、校舎建設への参加度、組織としての生産性（活動成果の多さ）、組織の役割と学校との関係についての認識度、学校教育に関する意思決定の適切さなどの指標について、PRONADEの効果があったとみなされている。

ただし、一般の教育政策や教育計画についての理解度は、一般校の組織の方が理解度が高いという結果になっており、PRONADEと一般の教育施策との関連が分かりにくいというプロジェクトの構造上の問題も散見される。

3) 教員の指導形態と能力

教員の指導形態をみると、2つ以上の学年を担当している教員はPRONADE校で60.1%、一般校で69.6%となっており、農村部における教員の不足ないし複式学級の多さが改めて浮き彫りになった。PRONADE校では、調査対象校の22%にあたる73校が複式学級を有しており、一人の教員がいくつの学年を担当すべきかという基準がないことが問題として指摘されている。

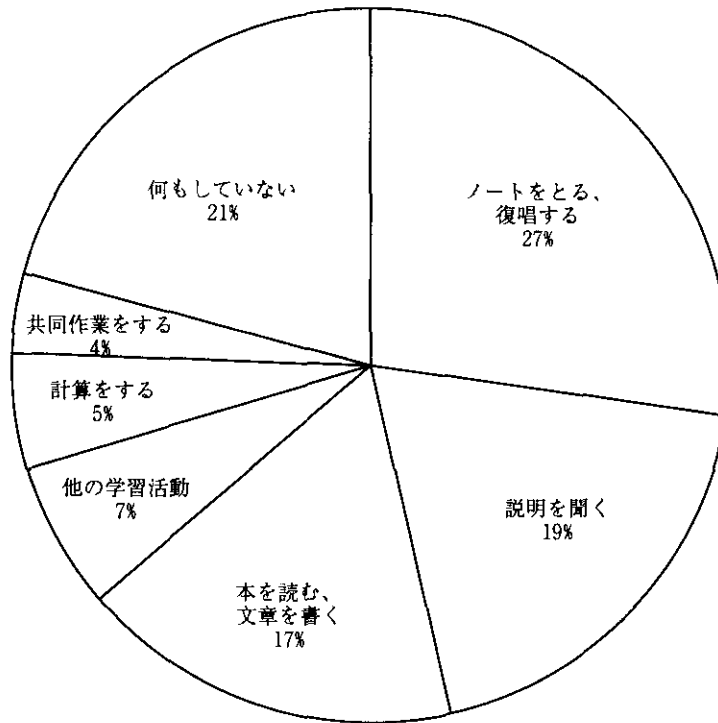
教員の男女比については、男性教員58%、女性教員42%と女性教員の割合が若干低くなっており、PRONADE校の46.6%の学校に女性教員は存在しない（一般校30.4%）。この原因は、主に学校へのアクセスの問題だと認識されており、遠隔地における女性教員の確保・配置の難しさが露見している。

教員の言語能力については、児童の母語に関する「話す・書く・読む」の3技能について調べたところ、PRONADE校の教員は、それぞれ82.6%、72.3%、70.3%が「できる」と回答しているのに対し、一般校では、65.9%、56.9%、49.6%が「できる」と回答している。したがって、二言語異文化間教育の実施能力、少なくともその可能性については、PRONADE校の方が高いといえる。

4) 学習活動

授業分析の結果をみると^{注41}、PRONADE校の23.4%の児童が、授業中に学習活動に全く参加していないという結果になっている。また、授業の内容は児童の授業への参加を活発にするための「アクティブ・ラーニング手法」方式ではなく、従来の一斉授業方式が主流であり（図5-2参照）、授業においてはPRONADEの目的は達成されていない。なお、一般校においてもほぼ同じ結果が得られており、授業レベルにおいてPRONADEの効果は確認できていない。

^{注41} この場合の授業分析は、調査者が観察した授業において児童がとっていた行動を「教員の周りで（コメント等を）待っている」「個別の学習活動をしている」「グループ学習をしている」「何もしていない」の4つのカテゴリーに分類するという簡易な調査方法によって実施された。



出所：“Estudio Cuasi-Experimental de Resultados del Año 1999 -PRONADE-”, MINEDUC-PRONADE, 2000より村田作成

図5-2 授業における児童の学習活動

5) 施設・設備の状況

PRONADE校の31.1%には水がなく、20.4%にはトイレがなく、38.4%は教育省が定める教室の最低基準を満たしていない。また、4.1%の学校が青空学級である。

(5) まとめ

PRONADEの導入により、教員の勤務状況、授業時間の管理、コミュニティーの学校教育への参加は向上したが、教授-学習過程には工夫はみられず、旧態依然としており、児童の出席率は一般校に比べて低いという結果が示された。したがって、学校の運営管理面については効果があったものの、教育の質の向上について課題を残していると結論づけられる。

5-3 カリキュラム改編

現在、教育省教育開発局（Dirección General de Calidad y Desarrollo Educativo：DICADE）^{注42}が中心となってカリキュラム改編の作業が進められているが、その具体的なスケジュールは明確ではない。今回の調査によれば、関連の審議会による討議が遅れているため、今のところ完成の目処は立っていないとのことであった。しかしながら、カリキュラム改編の原案は、教育省人材カリキュラム改善局（SIMAC）、二言語異文化間教育局（DIGEBI）、課外教育総局（DIGEEX）、国家識字委員会（CONALFA）及びPRONADEといった関係部局の間での討議を経て、2000年7月に教育省内部検討資料“Propuesta Marco General de la Transformación Curricular y Perfeccionamiento del Recurso Humano”として提出されており、現在の審議過程において内容が大きく変更される可能性は少ないとの見方もある。以下、この内部検討資料及び今回の調査で入手した教育省資料“Propuesta de Transformación Curricular”に即して、カリキュラム改編の内容を検討していくことにする。

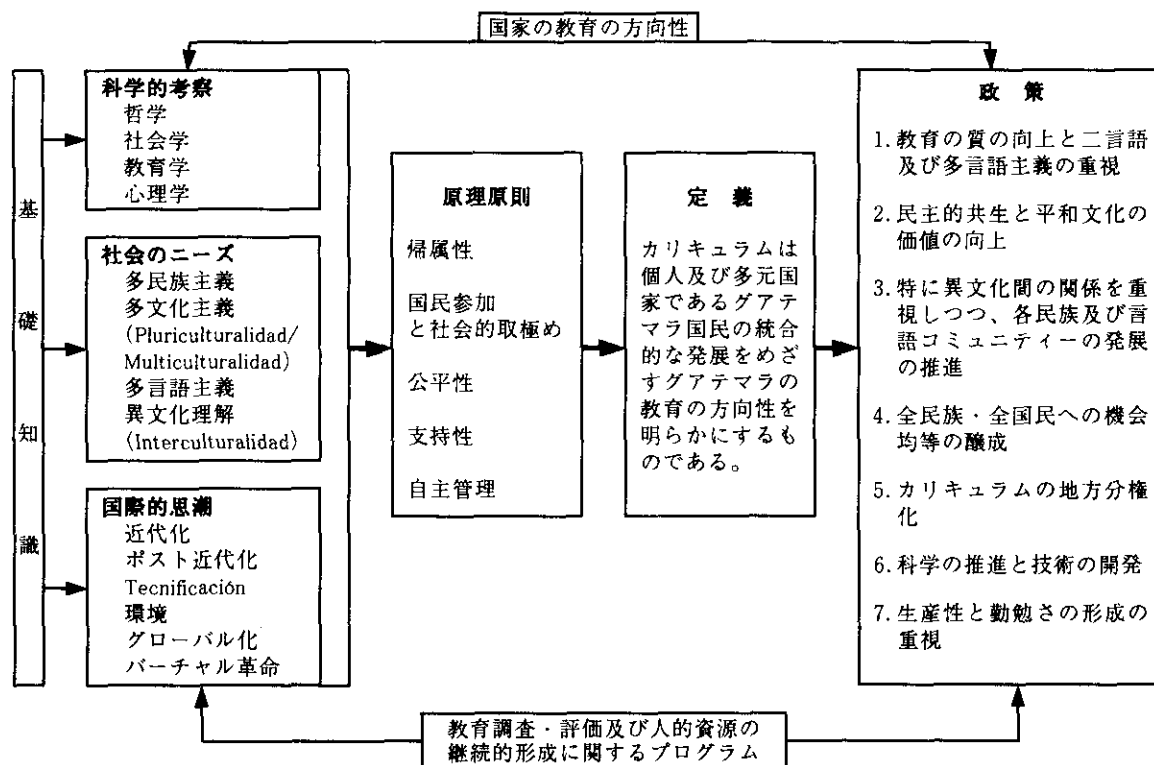
(1) 教育の目的及び原則

第2章で指摘したように、現在のカリキュラムは、社会の現状や国民のニーズを反映しておらず、その改編の必要性はだれもが認めるところである。教育省は、「カリキュラムは、個人及び多元国家であるグアテマラ国民の、統合的な発展をめざすグアテマラの教育の方向性を明らかにするものである」という新しい規範（Paradigma）にのっとり、「和平協定」に基づく「教育改革」を真に進めていくうえで不可欠なものであると認識している。

資料によれば、「国家の教育の方向性」は哲学的・社会的・心理学的・教育的な観点から人間形成をとらえつつ、グアテマラ社会のニーズと国際的な教育動向を踏まえ、教育の原理と定義を規定したうえで、教育政策を策定するというプロセスを経て決められる（図5-3参照）。

なお、学校ではステークホルダーごとに役割が規定されており、児童・教員・学校長のみならず、両親及びコミュニティの積極的な参加を得て、専門的行政官による指導の下、カリキュラムが実践される。その際、必要に応じて支援団体（地元の組織、ドナー、NGOなど）から援助を受けることも想定されている（図5-4参照）。

⁴² SIMACが政権交代を経て改組された組織。ただし、法的にはいまだ公式な組織として認定されていない。

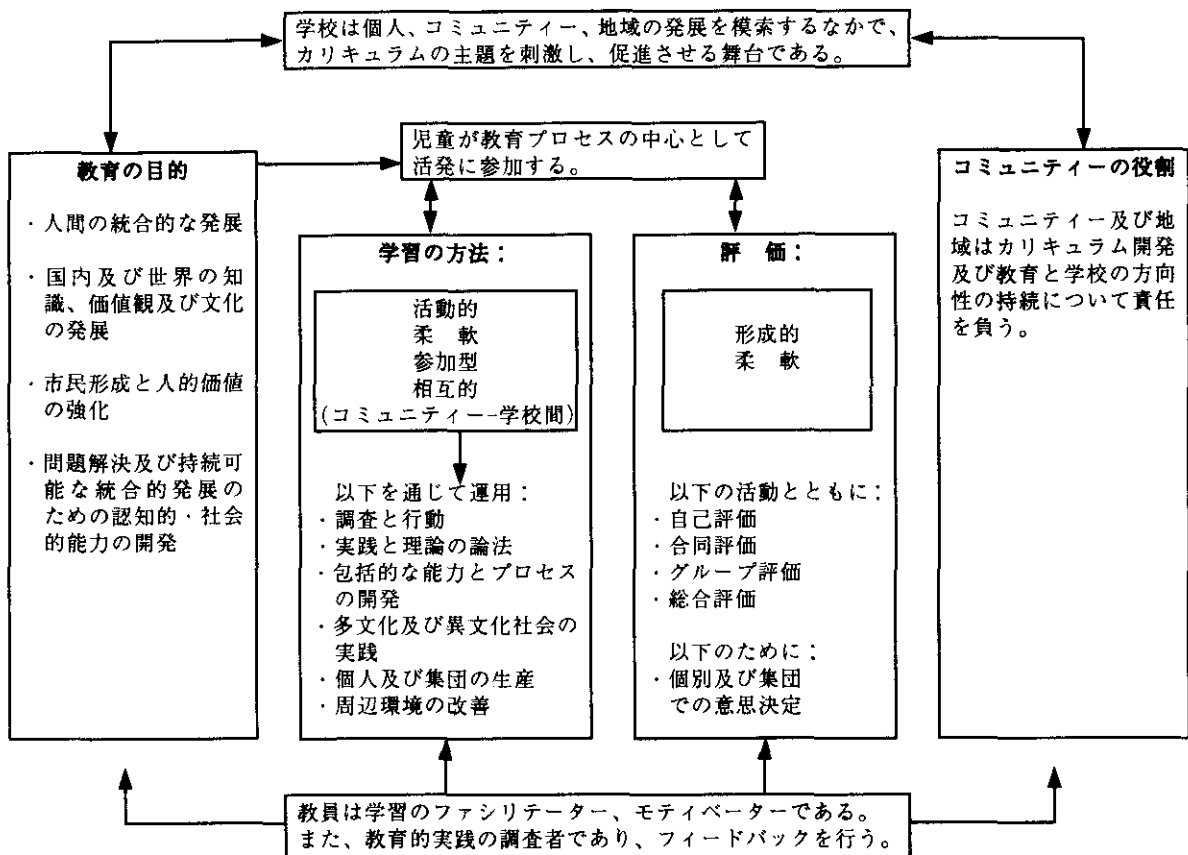


出所：“Propuesta Marco General de la Transformación Curricular y Perfeccionamiento del Recurso Humano (Documento para Discusión Interna)”, MINEDUC, 2000 (村田訳)
 “Propuesta de Transformación Curricular (プレゼンテーション用資料)”, MINEDUC

図5-3 カリキュラム改編のプロセス

(2) カリキュラムの内容

カリキュラムの内容については、これまでは国定カリキュラム（国レベルのカリキュラム）を地域の事情に合わせて変更できるため、県教育事務所の指導の下に、運用面で対応することとしてきた。しかし、その手法や手順は規定されておらず、各県及び各学校の自主的なカリキュラムの適正化は、事実上ほとんど行われていなかった。そのため、今回のカリキュラム改編において、正式に国定カリキュラムを「マクロ・カリキュラム・レベル (Nivel Macrocurricular)」、県レベルのそれを「メソ・カリキュラム・レベル (Nivel Mesocurricular)」、学校や授業レベルのそれを「ミクロ・カリキュラム・レベル (Nivel Microcurricular)」と称し、各カリキュラムの開発に関する一般的な手順を具体的に示している。なお、指導教科は各サイクル〔本節(3)〕に応じて、表5-3のとおり定められているが、今のところ各教科の時限数は決められていないようである。



出所：“Propuesta Marco General de la Transformación Curricular y Perfeccionamiento del Recurso Humano (Documento para Discusión Interna)”, MINEDUC, 2000 (村田訳)

図5-4 学校におけるカリキュラムの運用

表5-3 各サイクルにおける指導科目

就学前教育	初等教育		前期中等教育
幼稚園	第1サイクル(小学1~3年)	第2サイクル(小学4~6年)	第3サイクル(中学1~3年)
<ul style="list-style-type: none"> ・学習の仕方 ・コミュニケーションと言語 ・自然と社会の様子 ・芸術的表現 ・体育 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションと言語 ・算数 ・社会環境と自然環境 ・芸術的表現 ・体育 ・市民形成 ・学習の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションと言語 ・算数 ・理科とテクノロジー ・社会 ・芸術的表現 ・体育 ・市民形成 ・学習の仕方 ・生産と開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションと言語 ・算数 ・理科とテクノロジー ・社会 ・芸術的表現 ・体育 ・市民形成 ・学習の仕方 ・生産と開発

出所：“Propuesta Marco General de la Transformación Curricular y Perfeccionamiento del Recurso Humano (Documento para Discusión Interna)”, MINEDUC, 2000 (村田訳)

(3) 教育システムの変更

今回のカリキュラム改編の最大の特徴は、カリキュラムの内容や運用の変更ではなく、むしろ教育システムの変更にある。これまでの小学校6年、中学校3年という制度を図5-5のように改め、各サイクル内における自動進級制の採用によって、留年の減少と教育効率の向上を図るとともに、小中一貫した教育をめざすことにより、教育内容のレリバンス（関係性）の向上も視野に入れている。

学校教育システム			非学校教育システム			
学校教育課程			学校外教育（社会教育）			CONALFA
普通教育	成人教育		Modular	PEAC	NUFED	
幼児教育 0～5歳			幼児教育 0～5歳			
第1サイクル 初級基礎教育 6～8歳	基礎教育 (Educación Básica)	第1段階 1年間	第1段階	第1段階		基礎識字
第2サイクル 中級基礎教育 9～11歳		第2段階 1年間	第2段階	第2段階		ポスト識字Ⅰ
第3サイクル 上級基礎教育 12～14歳		成人向け上級基礎教育			第3段階 第4段階	ポスト識字Ⅱ
予備教育 15～16歳	バチジェラート	成人向けバチジェラート	非公的プログラム			
専門教育 17～18歳	技術教育、人間形成	大学				

注：ModularとPEACはプログラムの名称、NUFEDとCONALFAは機関の略称

出所：“Propuesta Marco General de la Transformación Curricular y Perfeccionamiento del Recurso Humano (Documento para Discusión Interna)”, MINEDUC, 2000 (村田訳)

図5-5 新教育システム

5-4 教育分野人的資源の専門性の向上

現在、教育省において「人的資源の専門性向上プログラム (Programa Desarrollo Profesional del Recurso Humano)」が検討されている。その目的は、「公教育、ノンフォーマル教育及びインフォーマル教育の教員、及び教育行政官が学術レベルの向上と改善を通して、多文化・多民族・多言語国家のニーズと熱意に応えるべく、その役割を果たす」^{注43}ことであり、その養成と現職研修の2つが大きな柱となって、グアテマラの教育にかかわる人的資源の継続的な「現代化 (Actualización)、強化 (Capacitación)、専門化 (Especialización)」を達成したいとしている。なお、実施計画によれば、2002～2004年の第1段階では、初等教育、就学前教育、教員養成校の教員が対象となっており、2003～2005年の第2段階では中等教育の教員が、2005年以降の第3段階では教育省の教育行政官が対象となっている。

^{注43} “Propuesta de Transformación Curricular (プレゼンテーション用資料)”, MINEDUC

(1) プログラムの目的

上記の目的は上位目標であり、プログラムではこのほかに表5-4のような、より詳細な目的が定められている。これをみると、教育分野の人材の知識・技術・能力・人間性の向上をもって教育改革を着実に遂行し、国家の多様な教育ニーズに応えようという教育省の強い意思が感じられる。

表5-4 プログラムの目的

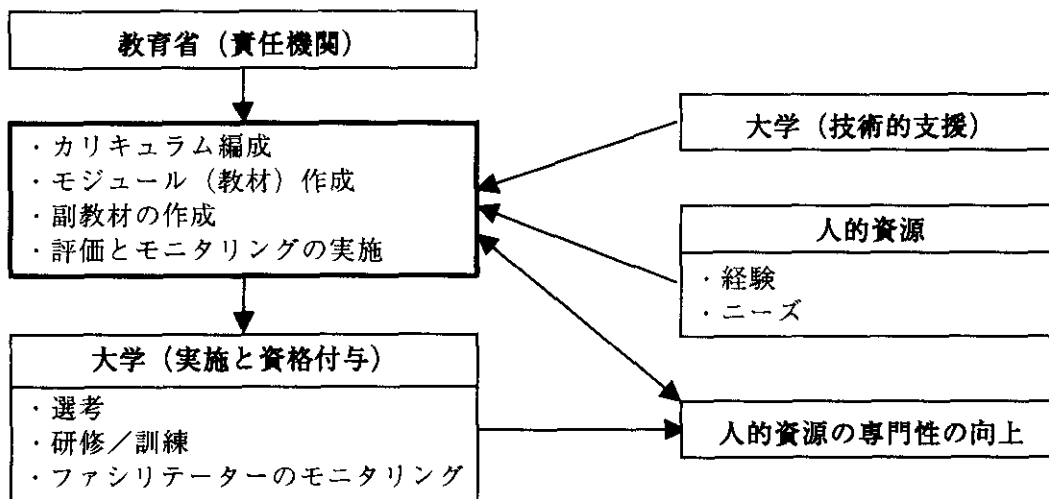
<p>① 教員や教育行政官の学術的な見識の形成を通じて、教室、児童の家族やコミュニティーとのやりとりにおける教育実践を向上させる。</p> <p>② 多文化・多民族・多言語国家のニーズと熱意に応えるだけの質を備えた人材の育成と業務の達成を保障する。</p> <p>③ 人的資源の専門性の向上と業務達成の動機づけを行う。</p> <p>④ 教員や教育行政官の努力に対し、大学レベルの学術資格を付与する。</p> <p>⑤ 教育の質の向上に資するべく、カリキュラム改編と教育技術革新の適用を促進させる。</p> <p>⑥ 大学レベルでの専門性の向上及び経済的・社会的インセンティブの構築により、人的資源の社会的地位の向上を促進する。</p>
--

出所：“Propuesta Marco General de la Transformación Curricular y Perfeccionamiento del Recurso Humano (Documento para Discusión Interna)”, MINEDUC, 2000 (村田訳)

(2) プログラムの基本方針

「人的資源の専門性向上プログラム」は、教育改革の中心的なプロセスだと位置づけられており、大学の参加を得て教育省が計画し、大学の地方分校も積極的に活用しながら全国的に展開するものである(図5-6参照)。対象者は教員免許取得者に限定し、最終的には学士レベルの学位授与とそれに見合う給与水準の改善を想定している。

プログラムの方向性をみると、まずグアテマラの現状認識に重点を置き、社会・経済・政治・文化・民族・言語・環境といった多角的な視点から現状を理解することが必要だと考えられている。教室においては、教育実践がどのようなメカニズムをもっているのかを理解させ、それを批判的に考察できるだけの知識(教育学、心理学など)・技術(教育方法、形成的評価など)・能力(マネジメント能力、コミュニケーション能力など)が必要とされており、プログラムを通じてこれらを獲得させようとしている。このような科学的・技術的な形成のみならず、同時に意識・意欲・態度の変化も促して最適な人格形成を行うことの必要性も強調され、その後、国家の社会文化的・言語的なコンテキストにおいてカリキュラム改革を促進させ、新しい規範に基づく教育を実践していくことをめざしている。なお、ここでいう新しい規範とは、児童参加、尊厳、社会公正、文化的アイデンティティー、二言語、実践的技能、多様性など、世界的な教育の思潮とグアテマラの特徴を加味して形作られる教育のことである。



出所：“Propuesta de Transformación Curricular（プレゼンテーション用資料）”，MINEDUC（村田訳）

図5-6 関係機関とその役割

(3) プログラムの概要

ここでは、より緊急性の高い初等教育及び就学前教育の教員を対象に実施される第1段階の計画を例に、プログラムの概要を検討していくことにする。

プログラムは全体で3年2か月の期間を要し、4つのフェーズに分かれている（表5-5参照）。

第1フェーズは、わずか2か月という短い期間であり、プログラムを開始するにあたってのオリエンテーションという位置づけにある。そのため、学習テーマは「二言語教育」を除くと非常に一般的な内容であり、参加者がプログラムでの学習方法を身に付けることが主要な目的になっていることが分かる。なお、プログラムで用いられる教育方法は講義、自主学習、実習の三通りであり、これらは目的に合わせて効果的に組み合わせられる。

第2フェーズの期間は1年間で、第1学期と第2学期では学習テーマが異なっている。それらの学習テーマは現在のグアテマラの教育の現状を考えた場合、基礎的かつ実践的な内容であり、参加者の教育現場における経験を生かすことが可能になるものと思われる。

第3フェーズに入ると、参加者の専門に応じて就学前教育と初等教育の2つの課程に分かれることになっており、それぞれの専門性に応じた各種専門科目の講義が実施される。なお、表に例示してある必修科目及び選択科目はあくまでも一例であるが、地方農村部において唯一の高学歴者である教員に“Todologo（なんでも屋）”としての役割がいまだに求められていることを示しているようで興味深い。

第4フェーズでは、就学前教育課程は更に深化して、0～5歳までの乳幼児を広く対象にする幼児教育専門課程となる。また、初等教育課程は小学1～3年生を対象とする第1サイクル専門課程と小学4～6年生を対象とする第2サイクル専門課程に分かれる。なお、第1

表5-5 プログラムの概要（第1段階）

教育段階	コース名	主な学習テーマ	
第1フェーズ (2か月)	学習技法	・学習の道具 ・教育の現状	・グアテマラの社会文化的コンテクスト ・二言語教育
第2フェーズ (1年)	応用教育	(第1学期) 新しい教育規範 応用異文化間教育	・二言語教育 ・学校教育関連事項
		(第2学期) 教育計画 校内民主主義と人権	・学級運営 ・教育調査と学校活動
第3フェーズ (1年)	就学前教育課程	(必修) 各種専門科目 環境教育 科学技術	(選択) 教育評価 人間関係 救急法 ・心理学 ・災害防止 ・教材作成 その他
	初等教育課程		
第4フェーズ (1年)	幼児教育専門課程	不明	
	第1サイクル専門課程		
	第2サイクル専門課程		

出所：“Propuesta de Transformación Curricular（プレゼンテーション用資料）”，MINEDUCより村田作成

サイクルと第2サイクルの専門課程に分かれる基準、及び学習テーマに関しては情報が無い
ために不明である。

以上の第1～4フェーズの各課程には、それぞれ二言語専修コースが設置されることにな
っており、課程全体として二言語異文化間教育が強く意識されていることが大きな特徴にな
っている。

(4) 今後の動向と問題点

2002年の7月から5万人に及ぶ就学前教育と初等教育の教員を対象に週1回の頻度で、個
人用テキストを用いた自主学習ベースの研修を開始することになっている^{注44}。しかし今のと
ころ、参加大学は国立サン・カルロス大学、私立マリアノ・ガルベス大学、私立パン・アメ
リカ大学の3大学のみであり、有力私大であるラファエル・ランディバル大学、バジェ大学
などは、学位授与の是非を巡る教育省との意見の相違から参加を見合わせている^{注45}。したが
って、講義形式の教育が、グアテマラ全土で果たして実施可能かどうか、現時点では疑問視
せざるを得ない。

また、プログラムの予算について、教育省当初案では「教育省独自の予算で賄うべきであ
る」^{注46}とされているが、5万人規模の教員研修をただでさえ不足している教育予算で賄うこ
とができるのか、費用対効果はどの程度あるのか、予算支出の優先順位について十分な議論

^{注44} グアテマラ派遣の江連専門家からの2002年5月時点の情報による。

^{注45} 2002年5月に行ったラファエル・ランディバル大学学長へのインタビューから。

^{注46} “Propuesta de Transformación Curricular（プレゼンテーション用資料）”，MINEDUC

がなされているのかなど様々な疑問が湧いてくる。このほか、教材、教官、教室などに関しても様々な問題が予想される。

5-5 識字教育の普及

15歳以上の成人を対象とした識字教育は、教育省とは独立した機関である国家識字委員会によって実施されている。以下では、CONALFA配属の元JOCV 小林 和恵氏の報告書^{注47}を一部抜粋し、その組織及びプログラムの概要を紹介する。

(1) 経緯

CONALFAは、1987年に15歳以上の成人非識字の問題に対処するため、1985年憲法と識字法に基づき、国家専門機関として設立された。折しも「すべての人に教育を(Education for All)」の達成に向けて、1990年から2000年までに非識字率を半分に減らす政策が打ち出され、1990年に44.9%だった非識字率が1998年には31.7%となったが^{注48}、いまだに成人非識字者のうち18%が都市に、82%が地方に分布し、6割は女性の非識字者という状況にある^{注49}。そのため、2000年から2004年までの国家社会政策の教育分野においては、バイリンガルとジェンダーの公正に基づく識字プログラムを強化し、2003年までに非識字率を20%に減少させることを目標としている^{注50}。

(2) CONALFAの概要(抜粋)

CONALFAの活動内容は、以下のとおりである。

- 1) 国家の識字教育に関する政策の策定と承認
- 2) 開発団体・組織を通じた国家レベルでの識字教育の推進
- 3) 識字教育のプログラムと予算の承認、及び活動の進捗と効果の監督
- 4) 前年度の国家識字事業への参加者と修了者数の調査
- 5) 評議委員会メンバー^{注51}の選出

CONALFAは首都にある中央事務所のほか、国内22県に各県事務所が設置されている。中

^{注47} JICA客員研究員報告書「非識字問題への挑戦：国際社会の取り組みとフィールドからの活性化の試み」国際協力総合研修所、小林 和恵（元グアテマラJOCV；村落開発／識字）、2002。ただし、CONALFAの概要は組織改革前（2000年秋頃）の内容。

^{注48} Ministerio de Educación de Guatemala, 1999

^{注49} CONALFA, 1999, p. 3

^{注50} SEGEPLAN, 2000

^{注51} 委員会は以下の代表により構成されている。教育省、文化スポーツ省、都市地方開発省、労働福祉省、厚生省、農業食糧省、国立サン・カルロス大学総長、及び国家開発アドバイザー代表、その他、私立大学総長、放送機関などの民間機関の代表

央事務所には調査計画部、継続評価部、政府・非政府組織部、バイリンガルプログラム^{注52}などが設置されており、国内におけるすべての識字教育活動を統括している。各県事務所は、県内全域で識字プログラムのサービスが提供できるようにほぼ各市に支所を設置している。

CONALFAの予算は、国家歳入予算の1%が付与されることになっているが、設立後3政権のみ予算が確約されていたこと、また、憲法改正の国民投票や政権交代の影響もあり、2000年の予算は滞ったままであった。

(3) 識字プログラムの概要（抜粋）

グアテマラの識字プログラムは、15歳以上の非識字者の男女を対象としている^{注53}。テキストは、CONALFA中央又は複数の県から成立する地方（region）レベルにおいて作成されたものであり、読み書きと計算を中心に、基礎識字プログラムとポスト識字プログラムが提供されている。基礎識字プログラムを修了し、認定試験に合格すると「識字者」となる。

ポスト識字プログラムは、基礎識字プログラムで学習した識字能力の定着率を高めるための応用として、1992年から試験的に一部の県で導入され始めたが、1995年からは全県において実施されている。ポスト識字プログラムはIとIIに分かれており、約2年間で修了する。内容は、①応用算数、②言語とコミュニケーション、③コミュニティと社会、④経済と生産性、⑤衛生と健康、⑥自然資源の6分野にわたり、日常生活に必要とされる生活技術（ライフスキル）や知識が盛り込まれている。I、IIプログラムとも分野は同じだが、IIがより難易度の高い内容となっている。

また、これらの識字プログラムは、スペイン語のほかに、バイリンガル（スペイン語と先住民言語：母語）が用意されている。識字教育法においては、「先住民言語のみを話す人々は母語での読み書きを習得する権利があり、スペイン語と先住民言語の二言語を話す人々はどちらか希望する言語での読み書き習得を選択できる」^{注54}ことになっており、スペイン語識字教育とバイリンガル（スペイン語と先住民言語）識字教育が推進されている。ほとんどの先住民言語においてバイリンガルテキストが準備されており^{注55}、特にポスト識字バイリンガルプログラムにおいては、先住民言語から第二言語としてのスペイン語学習への導入を図る教材のほか、母語を強化する教材がある。すべてスペイン語プログラムとは異なる教材で、スペイン語プログラムのように分野には分かれていないが、すべての分野をカバーする、生活

^{注52} 1989年から試験的に特定の言語においてバイリンガル識字プログラムが実施されていたが、1992年に国家レベルでの実施に向けて設置された。

^{注53} 識字法においては15～30歳、31～45歳、46歳以上の順に識字教育のプライオリティーをおいている。

^{注54} CONALFA, 1992, p.30

^{注55} 1999年時点で18言語が準備されている。

に役立つ総合的な内容を含むものとなっている。

CONALFAが実施する識字教育プログラムは、表5-6のとおりである。

特筆すべきは、これらの識字プログラムが学校教育資格との連携をもっていることである。各プログラムを修了し、最終認定試験に合格することによって、基礎識字プログラムでは小学校1年生同等、ポスト識字プログラムでは小学校卒業同等の資格が与えられる。

スペイン語のみが話される地域ではバイリンガルプログラムは設置されない。学習者は無料で識字プログラムに参加でき、教科書とノート、筆記用具が配布される。

表5-6 識字教育プログラムの種類と付与資格

プログラム名	学習言語	期間	付与資格
基礎識字 基礎識字バイリンガル	・スペイン語 ・先住民言語とスペイン語	9か月	小学校1年
ポスト識字I ポスト識字バイリンガルI	・スペイン語 ・先住民言語とスペイン語	10か月	小学校3年
ポスト識字II ポスト識字バイリンガルII	・スペイン語 ・先住民言語とスペイン語	10か月	小学校6年

CONALFAは各地方自治体、開発に従事するNGOや識字教育を実施する個人やグループと提携して、これらの組織に識字プログラムの実施に係る財政的・技術的支援を行う形態をとっている。全国の識字プログラムの95%は自治体やNGOが実施し、それ以外の5%においてCONALFAが実施している^{注56}。

特定のNGOに識字教育プログラムの実施と評価を委託する場合^{注57}と、実質的にはCONALFAのスタッフを通してプログラムが行われる場合^{注58}がある。識字クラスの指導者は、アニマドール (animador) 又はファシリタドール (facilitador) と呼ばれ、前者は基礎識字プログラム、後者はポスト識字プログラムを担当する。大部分は識字クラスが行われるコミュニティのリーダー的存在の住民であることが多い。指導者への研修は年2～3回、各3～4日行われ、クラスの実施に際しては報酬が支払われる。

これらのグループを地域ごとに統括しているのが、CONALFA県事務所の市担当業務技術

^{注56} Ministerio de Educación de Guatemala, 1999

^{注57} por convenio (協定)

自治体、保健省、教会など。実質的にはこれらの団体はほとんど識字クラスの実施には関与していないが、教材・教科書の分配に際して便宜を図ることが多い。CONALFAが実施に関しては各支所のスタッフを通して責任をもつ。

^{注58} por contrato (契約)

NGO等が識字教育を実施する場合 [ある独自のプロジェクトのなかでの識字教育部門に関し、CONALFAが技術的支援をすることになっているが、スタッフを独自にもち、評価、監督している例もある。なかには指導者 (facilitador, animador) を直接雇っている場合もあるが、その給料はCONALFAが払う場合もある]。

官（Técnico Operativo Municipales）である。また、県全体の識字活動を統括し、教育技術的なアドバイスをを行う立場には教育技術官（Técnico Pedagógico）が配置されており、教育技術官は技術的な側面において中央事務所との連携を保っている。中央事務所の継続・評価部の担当者は全国地域を巡回している。

識字教育に関するマニュアルやガイド（学習者に対するクラス内での動機づけの手法や成人教育理論、教授法についてなど）は充実している。

(4) 識字クラスの実態^{注59}

1998年度の全国の識字プログラムにおける登録者数と修了者数をみると、登録者数に対する試験認定者数は、基礎識字プログラムで約40%、ポスト識字プログラムⅠで約45%、ポスト識字プログラムⅡで約52%、バイリンガルプログラムではそれぞれ約38%、約38%、約45%である。

また、バイリンガルプログラムの例をとると、登録者が最終試験を受験する割合は基礎で約46%、ポスト識字Ⅰプログラムで約44%、ポスト識字Ⅱプログラムで約51%となり、約半数の登録者が最終試験に至るまでにドロップアウトしていると考えられる（表5-7）。

表5-7 識字プログラムにおける登録者数と修了者数(1998年)

(人)

識字プログラム	登録者数	最終試験 受験者数	認定者 (修了者) 数
基礎識字	220,602	-	87,918
基礎識字バイリンガル	53,783	24,678	20,182
ポスト識字Ⅰ	114,966	-	51,762
ポスト識字バイリンガルⅠ	19,791	8,755	7,602
ポスト識字Ⅱ	70,948	-	36,600
ポスト識字バイリンガルⅡ	4,967	2,534	2,246

出所：CONALFA, 1999, p. 9-12より小林作成

^{注59} CONALFA, 1999, p. 9-12

第6章 グアテマラ女子教育協力の総括

ここでは、2001年12月にひとつの区切りを迎えた「グアテマラ女子教育協力」の歩みを振り返り、今後の教育分野における案件形成、及び実施の糧とすべくその総括を試みる。本協力は、6年間にわたり専門家派遣を中心に様々な援助スキームが組み合わされた、ほかに類をみない協力であり、その評価を通じて多くの教訓を導き出すことができるものと思われる。

6-1 グアテマラ女子教育協力の背景

(1) 女子教育の必要性に対する国際的な世論の高まり

1975年の「国際婦人年」と「国連・女性の10年」を契機として、世界的に女性の地位向上の動きが活発となり、年々「開発途上国の女性支援」の重要性が増してきている。このような国際的な思潮を受けて、日本政府は「政府開発援助大綱」において「開発への女性の積極的参加及び開発からの女性の受益の確保について十分配慮する」と述べ、開発途上国の経済社会開発における女性の役割をますます重視するようになった。そして、1995年の第4回世界女性会議（北京）では、「教育」への支援を盛り込んだWID（開発と女性）イニシアティブを発表するに至った。女性に様々な機会を提供して自立を促進すると同時に、家族や社会にも大きな影響を与える教育、特に基礎教育がWID分野においても重要視されるようになってきた。

一方、教育分野では1990年の「万人のための教育世界会議（WCEFA）」以降、基礎教育の重要性が再認識され、開発途上国の基礎教育分野への支援が、開発援助における重要課題となった。1996年には、経済協力開発機構の開発援助委員会（OECD/DAC）が「新開発戦略」を採択し、教育分野に関して「2015年までの初等教育の完全普及」と「2005年までの初等・中等教育における男女格差の解消」という具体的な目標が提示された。今日の世界では様々な形で教育格差が存在するが、なかでもジェンダー（社会的性差）に起因する格差は、女性のエンパワーメントを妨げ、社会公正の実現を困難にしており、その解決策として女子教育の拡充が必要になってきている。

(2) グアテマラ政府からの初等教育拡充への協力要請

1990年代前半のグアテマラでは成人識字率が54.6%にすぎず、しかも15～19歳の若年層の識字率が67%で、総就学率も82.7%（1994年）と低かったことから、将来にわたって人材不足が継続し、国家発展のマイナス要因になることが懸念されていた。

そのため、グアテマラ国内において政府とゲリラ間の和平交渉が進むにつれて、国家の統一と和平の実現に向けて教育の役割が重視されるようになり、成人識字率に代表される極端

な地域格差（農村部30%、都市部70%）、男女格差（男性65%、女性48%）、先住民と非先住民との格差（先住民44.4%）の問題がクローズアップされるようになってきた。なかでも、男女格差の存在は、主な開発指標と女子の教育水準との強い相関関係が明らかになるにつれて一層注目されるようになり、国家の発展を考えるうえで男女格差の是正が急務だと認識されるようになった^{注60}。

こうした現状認識から、グアテマラ政府は基礎教育の普及が開発における最重要課題であり、特に教育上最も不利益を被っている農村部の先住民女子に焦点を当てた教育開発の必要性を再認識した。そして、女子教育政策（Políticas de Educación de la Niña 1993-1998）を策定し、その実現をめざすことになったが、グアテマラ教育省（MINEDUC）には新規事業に必要な資金や人材が不足していたため、日本政府に対して協力を要請するに至ったのである。

表6-1 グアテマラ教育省の女子教育政策（1993～1998年）

- | |
|--|
| <p>① 家庭、地域社会、国家の発展への積極的参加を目的として、学校教育システムにおける女子の就学登録、就学継続、進級を促進する。</p> <p>② 国内の多様な人々のニーズ、関心、ライフスタイルを考慮し、教案や教材に女子教育に関する特別な内容を盛り込む。</p> <p>③ 女子教育推進のための行動を開始する必要性と重要性を理解してもらえよう、教育コミュニティ、特に父母を啓発する。</p> <p>④ プライベート・セクター、パブリック・セクター、宗教セクター、学術セクター及びNGOといった国家開発に決定的な影響を及ぼす機関を、女子教育の実施に向けて連携させ、その創造的な活動を促進する。</p> |
|--|

（村田訳）

（3）「日米コモン・アジェンダ」によるWID分野での援助協調の推進

1993年7月、日米包括経済協議の一環として「日米コモン・アジェンダ（地球的展望に立った協力のための共通課題）」が発足した。これは、21世紀に向けて国境を越えた地球規模の課題に対し、日米が共同で取り組むための二国間協力の枠組みであって、「保健と人間開発の促進」「人類社会の安定に対する挑戦への対応」「地球環境の保護」「科学技術の進歩」という4つの柱の下、様々な分野で協力が行われてきた。1995年1月には新たな協力分野としてWID分野が加わり、日米協調によるWIDプロジェクトの実施が具体的に検討されるようになった。

これと前後して、グアテマラ政府から日本政府に対して、初等教育拡充への協力要請が提出され、既にグアテマラの教育分野で援助実績のあるUSAIDからも、当時展開中の女子教育

^{注60} USAIDの報告によれば、「農村部の女子児童の就学率は44.5%で、いったん就学しても66%の女子児童が3年生までに小学校を中退するため、結果として8人に1人しか小学校を卒業できない」状況であり、教育統計にみられる数値（総就学率：女子76.9%、男子88.4%）以上に女子の教育の現状は深刻である。

援助の中心的活動「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ（女子に教育を!）」プロジェクト（Proyecto Piloto“Eduque a la Niña”）への協力依頼があったことから、グアテマラの女子教育分野における日米連携の可能性が検討されるに至った。

1995年5月の日米包括経済協議WID作業部会では、日米双方の代表者によって連携協力が基本的に合意され、同年7月には実施可能性を検討すべく日米合同プロジェクト形成調査団がグアテマラへ派遣された。

以上のように、「グアテマラ女子教育協力」は、①女子教育の必要性に対する国際的な世論の高まり、②グアテマラ政府からの初等教育拡充への協力要請、③「日米コモン・アジェンダ」によるWID分野での援助協調の推進を背景として、1995年に形成された。

6-2 グアテマラ女子教育協力の概要

6-2-1 案件形成過程

1961年以降グアテマラに対する教育援助を主導してきたUSAIDは、1989年に基礎教育強化プロジェクト（Proyecto Fortalecimiento de la Educación Básica：BESTプロジェクト）を立ち上げ、教育省に対して新たな支援を開始した。BESTプロジェクトは、①二言語教育、②教育情報マネジメント・システム、③テスト（試験の統一化）、④単級学校向けの新教授法（Nueva Escuela Unitaria：NEU）、⑤女子教育の5つをプロジェクト・コンポーネントとし、初等教育の公平性・効率性・質の向上をめざしたものであった。なお、プロジェクト予算は1994～1996年実績ベースで、年額250万～310万USドルとなっていた。

BESTプロジェクトの1コンポーネントである女子教育は、USAIDが1991年に女子教育プログラム（Programa de la Niña）を形成し、教育省や現地NGOなどの実施主体に対して、女子教育関連の政策立案から啓発活動に至るまで様々な協力を行ってきた。なかでも「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトは中心的な活動であり、現地NGOの砂糖財団（FUNDAZUCAR）と協力して、主に農村部の先住民女子児童の教育事情改善をめざし、先住民人口の多い6県に広がる36コミュニティーにおいて実験的に展開された。プロジェクトは、①女子児童への奨学金支給、②父母会の組織化、③ソーシャル・プロモーターの育成・配置、④女子教育啓発教材の供与（のちに教員研修を追加）の4つの活動から成り、それらを様々な組み合わせることによって、女子児童の就学促進、継続的な出席、授業への積極的参加、初等教育課程の修了促進（中途退学の防止）に効果的な方法を探ろうとするものであった（表6-2参照）。

表6-2 「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトの概要

活動	内容
女子児童への奨学金支給	・1家族1奨学金（姉妹がいる場合は1名のみ受給）を原則とし、女子児童に対して月額25ケツツアル（当時約500円）、若しくは50ケツツアル（約1,000円）を支給
父母会の組織化	・教員と父母の代表者を委員とする奨学金委員会を結成し、女子奨学生を選出 ・全学年共通時間割であるレクリエーションの時間（午前10時ごろ）に、教育省や市町村などから支給されるおやつ（ビスケットなど）と母親のグループが調理する飲み物を与える ・上記活動を通じてコミュニティーの活動を活性化
ソーシャル・プロモーターの育成・配置	・児童の家族や地域住民を対象に教育啓発活動を実施 ・小学校の父母会の席で、講義、女子教育普及用パンフレットの配布、女子の継続的就学をテーマにロールプレイなどの活動を行う
女子教育啓発教材の供与	・フリップ・チャート「マルタとローザの生活」の支給 ・啓発ポスター「6年生まで学校へ行こう」の支給 ・マヤ主要4言語＋スペイン語の副読本の支給 ・教員用マニュアルの支給

出所：“La iniciativa de la educación de la niña en Guatemala : Una retrospectiva 1991-1997”, MINEDUC-BEST, 1997
を基に村田作成

グアテマラへの支援の基本方針は、1991年6月に派遣された年次協議調査団によって定められた。また、日米協調に関しては、1993年7月の日米コモン・アジェンダ構想、1994年2月の日米首脳会談での「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ（GII）構想」構想を受けて、1994年10月より3か月間、JICA国際協力専門員（保健分野担当）がUSAID本部に派遣されたことに始まる。当該専門員は人口・エイズ分野における日米協力を推進するためにグアテマラを訪れた際、USAIDグアテマラ事務所において保健・教育局長と協議し、その席で先方より人口問題を考えるにあたって、女子初等教育の重要性が強調され、同分野への支援の可能性を打診された。これがグアテマラ女子教育分野における日本の支援のきっかけとなった。

その後、1995年3月より1か月、企画調査員が派遣され、グアテマラの国家計画における教育分野の位置づけ、女子教育の現状と問題点の調査、外国ドナー等の援助動向の調査を行い、我が国の協力の方向性における検討がなされた。一方、同年5月には、日米包括経済協議WID作業部会が米国国務省内で開催され、グアテマラに対する女子教育の振興に、日米が共同で取り組むことについての基本合意を得るに至った。

この基本合意を受けて、1995年7月に女子教育協力の実施可能性を検討するために派遣された日本側のプロジェクト形成調査団は、グアテマラ政府やUSAIDグアテマラ事務所で協議を行うと同時に、現地の小学校、教員養成校、教育省地域事務所、県教育事務所（DDE）、研究機関などを訪問してインタビュー調査や観察などを行い、情報収集に努めた。その結果、WIDの考

え方と援助内容に関して、日米に若干の意見の食い違いがみられたものの、プロジェクトの実施可能性は高いという結論に達した。

そして、グアテマラ国内全22県のうちの4県（アルタ・ベラパス県、バハ・ベラパス県、チマルテナンゴ県、トトニカパン県）を対象として、

- ・ USAID「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトの実施体制の強化
- ・ 女子教育啓発教材の普及
- ・ 女子の学校出席率向上のための教育方法の開発と訓練

という3つの協力活動を実施することが決定された。ただし、この時点では、女子教育協力全体として、具体的な協力目標や実施期間などは明確に定められておらず、協力全体の業務促進を主要業務とし、教育分野における対グアテマラ協力の総合的企画・調整を行う「教育協力」専門家の派遣を待って検討されるべき課題とされていた。なお、日米協調の方向性としては、全体の援助政策面では協調しつつも、協力活動の実施段階では個別に協力を進めていくというパラレル方式が採用された。

調査団の報告によれば、以上のような女子教育に焦点を当てた協力活動のほかにも、学校施設の整備、教育行政の強化、教科教育の改善・強化を柱とする教育の質の向上といった基礎教育全般の拡充をめざす活動も検討されており、様々な援助手法（ODAスキーム）を組み合わせた形で「グアテマラ女子教育協力」が計画されたことが分かる。

6-2-2 実施体制

女子教育協力の実施体制は、時期によって若干異なるものの、おおむね表6-3に示されたとおりである。

1996年3月に、女子教育協力に係る企画・調整をTORとする長期専門家（以下、「教育協力」専門家と記す）が派遣され、日米コモン・アジェンダに基づく協調体制が一応は確立された。この時点では、「教育協力」専門家が在グアテマラ日本国大使館の強力なサポートを得て、日米間で合意済みの協力内容の実現にあたっていたものの、JICA駐在員事務所が存在せず、サポート体制は不十分だった。このような状況下にあって、「教育協力」専門家が「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトと同じ教育省の建物に入り^{注61}、日常的にコミュニケーションがとれる態勢になったことは、スムーズな案件の立ち上げに大きな役割を果たしたものと考えられる。ちなみに、日米両国の活動を比較してみると、USAIDは主に教育省から業務委託を受けていた現地NGOに直接支援し、民間セクターのイニシアティブの醸成を強く意識していた一方、日本

^{注61} 1995年のプロジェクト形成調査団は、在グアテマラJOCV調整員事務所の一部を、本件協力実施に係る「リエゾン・オフィス」として活用することを提言していた。「グアテマラ女子初等教育分野プロジェクト形成調査結果資料（内部検討資料）」、JICA、1996. 1

表6-3 グアテマラ女子教育協力の内容（1995年計画時点）

協力活動	活動内容	対応するODAスキーム
「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトの実施体制の強化	「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトの実施主体である現地NGOのFUNDAZUCARに対して巡回活動用の機材を供与するものであり、地方での活動がよりスムーズに展開できるようになることが期待されていた。	草の根無償資金協力
女子教育啓発教材の普及	現地の有力私大であるラファエル・ランディバル大学が、世界銀行及びUSAIDの支援を受けて開発している、小冊子、カセットテープなどの女子教育用の教材（スペイン語版、マヤの主要4言語版の5バージョン）を増刷して、現在「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトがカバーしている地域以外にも配布し、その普及をめざそうとするもの。なお、USAIDは、日本側の教材配布に合わせて、実際に各地域の教員の訓練・指導にあたる教育省の専門的行政官（科学関係省庁の技官に相当）を対象に研修を実施することになっていた。	草の根無償資金協力
女子の学校出席率向上のための教育方法の開発と訓練	女子児童の学校出席率を向上させるための教育方法及び教材開発、効果測定調査、教員訓練を主な内容とする。なお、ここでいう教材とは教員、両親、児童それぞれを対象としたマニュアルのことである。	専門家派遣 単独機材供与
その他の側面的支援	老朽化が激しい小学校校舎の改築や収容人数を大幅に上回っている小学校への教室増築を実施すると同時に、トイレの設置など、特に衛生面に配慮した建設を行い、学習環境の向上を図る。	一般無償資金協力
	主に基礎教育全般の質の向上を目的として、現地ニーズに応じて順次教育分野の協力隊員の派遣を実施する。	青年海外協力隊派遣
	日本にて教育行政関連のコースを準備し、数年間にわたって年間10名程度の教育省職員を研修生として受け入れ、教育省の組織強化と専門知識の移転を図る。	研修員受入れ

出所：村田作成

側は、教育省人材カリキュラム改善局（SIMAC）をカウンターパートとしながらも、県教育事務所を対象に多くの協力を実施してきており、行政の実施体制の整備と啓発が中心であったといえる。このことから、日米コモン・アジェンダに基づく協調の枠組みは、グアテマラの官民協働による女子教育振興をめざす相補的なものであったといえる。

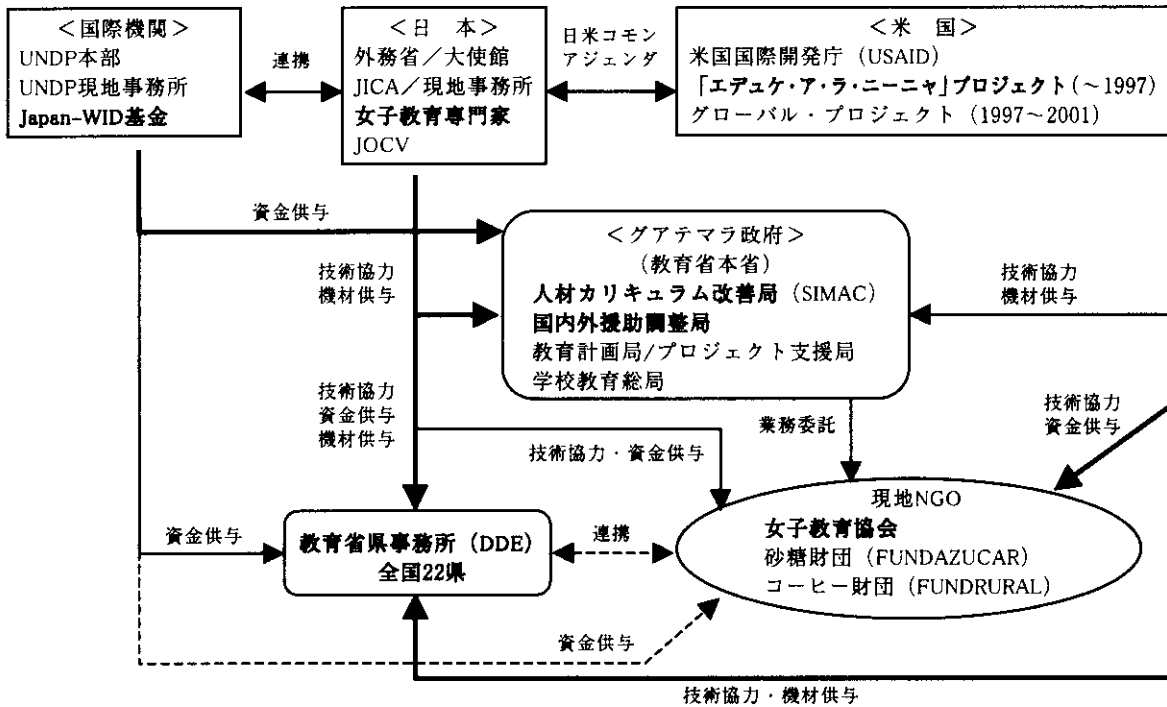
1997年に入り、「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトが実質的な活動を終わると、代わって、1997年よりグローバル・プロジェクト（Global Project for Girls' Education）が、日米コモン・アジェンダの米国側カウンターパートになることがUSAIDから表明された。当初、日本側ではグローバル・プロジェクトが、「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトの方針を

引き継ぐものと理解していたが、実際には全く異なる意図をもって立ち上げられたプロジェクトであり、1998年以降グローバル・プロジェクトは「二言語教育のなかにジェンダーの視点を盛り込む」ことをプロジェクトの中心に据えるようになった。したがって、それまでに計画していたUSAIDとの共同作業は、グローバル・プロジェクトの参加が得られない以上、すべて日本側が独自に行わざるを得なくなった。

時を同じくして、1996年に「教育協力」専門家や在グアテマラ日本国大使館のアドバイスに基づいて、教育省が申請していたUNDPのJapan-WID基金が承認され、これ以降、日本側はUNDPと協調して女子教育協力にあたることになった。具体的には、SIMACの局長、UNDP現地事務所の担当官、JICA専門家が運営委員会を設置して、この基金を利用するすべての女子教育協力活動を計画・実施・評価するという実施体制が組み立てられたのである。以後、日本側の女子教育協力支援が終了する2001年まで、この体制は維持された。

以上のように、日米コモン・アジェンダ「グアテマラ女子教育協力」は、できるだけUSAID側との共同作業によって協力活動を進めていこうという「パラレル方式」の協調方針を、「エデュケ・ア・ラ・ニーニャ」プロジェクトが残した成果や経験を引き継ぎ、これを発展させることによって、協力活動を展開していこうという「バトン・タッチ方式」の協調方針へと変化させた。1997年以降は、USAIDとの二国間の協調関係にもまして、UNDPとのマルチ二国間の協調関係を重視しつつ、女子教育の実施体制が確立されたといえる（図6-1参照）。

日本側内部の女子教育協力実施体制は、表6-4に示されたとおりである。1996年3月に「教育協力」専門家が派遣されたあと、1年後の1997年2月に女子教育改善に必要な教育方法開発への協力をTORとする長期専門家（以下、「教育方法」専門家と記す）が派遣された。同年5月には、女子教育協力のグアテマラ側との調整を主業務とする在外専門調整員が確保されるなど、実施体制は着実に整っていった。しかし、このような体制は、「教育方法」専門家のリクルート難から、1997年2月から1998年5月までと、1998年9月から1999年2月までの計10か月しか維持できなかった。このことは、女子教育の拡充に資する教育方法の開発、及び普及といった活動を大幅に制限し、女子教育協力の活動に極めて大きな影響をもたらすことになった。



注：技術協力は、技術協力専門家派遣、JOCV派遣、研修事業、青年招へい事業などを指す。

図 6 - 1 女子教育協力の実施体制 1

表 6 - 4 女子教育協力実施体制 2

資金源	職 種	1996	1997	1998	1999	2000	2001
(JICA駐在員事務所)			←				
JICA	「教育協力」専門家	←		→	←		→
	「教育方法」専門家		←		→		←→
	在外専門調整員		←				→
	JOCV隊員			←	→		→
UNDP WID基金	グラフィック技師		←				→
	事務員 (秘書)			←	→	×	→
	WID基金 コーディネーター				←	×	×
UNDP	教育分野担当官		←	×	→	×	→
教育省 (C/P)	SIMAC局長		×			×	→
	SIMAC技官 (数名)		↔	↔			
	県事務所 (複数県)	←					→
USAID	「エデュケ・ア・ラ・ ニーニャ」プロジェクト		→				
	グローバル・プロジェクト		←				→

出所：村田作成

6-2-3 協力の概要

実施期間や協力目標は、プロジェクト形成調査団が中長期的な女子教育拡充への協力の必要性を強調していたものの、協力開始当初には明確に定まっていなかった。そこで、各方面との調整の結果、実施期間については、2001年12月までの6年間をひとつの区切りとし、協力目標を当面は「公教育システムにおける女子の就学状況が改善される」とすることで合意を得た。しかし、「単に女子の就学状況が改善されるだけでなく、男女格差が縮小しなければ意味がない」との意見も示され、測定指標には「就学率における男女格差の減少」と「女子の修了率の向上(=中退率・留年率の減少)」を設定した。

なお、主な協力活動は表6-5のとおりである。これをみると、グアテマラ女子教育協力で実施された一連の活動は、その目的から大きく、①女子教育実施体制の強化、②女子教育の改善に有効な教育方法の開発と普及、③女子教育支援ネットワークの形成、④学習環境の整備の4つのカテゴリーに分類することができる。

また、時期的にも、以下のように分類することができる。

(1) 第1期(1996年2月～1997年3月)

日米コモン・アジェンダの枠組みを重視し、日米合同プロジェクト形成調査団で合意をみた協力活動を中心に実施された時期

(2) 第2期(1997年3月～1999年3月)

USAIDのBESTプロジェクトの終了に伴い、日本のイニシアティブによって女子教育協力が実施された時期

(3) 第3期(1999年4月～2001年12月)

教員訓練パイロット・プロジェクトの実施などを通して、インスティテューショナル・ビルディングと女子教育支援ネットワークの形成に力を入れた時期

表6-5 グアテマラ女子教育協力（主な活動）一覧

実施年月	協力活動	対応スキーム	活動の目的			
			実施体制強化	教育方法開発普及	支援網形成	学習環境整備
1995	4・教育分野企画調査 7・日米合同Proj.形成調査	企画調査員 プロジェクト形成調査団				
1996	2・巡回指導用機材の供与 3・小学校建設計画事前調査 7・授業分析調査の実施 8・小学校建設計画基本設計調査	草の根無償資金協力 一般無償資金協力 短期専門家 一般無償資金協力	○	○		○ ○
1997	2・小学校建設計画（第1フェーズ） 3・女子教育教材作成・巡回指導用機材の供与 4・教員用マニュアルの増刷 4・第1回新教授法「EBA」導入の教員研修 4・第1次学校図書の供与 7・第2回新教授法「EBA」導入の教員研修 8・第1回女子教育N/S 9・第3回新教授法「EBA」導入の教員研修 10・女子教育戦略の策定	一般無償資金協力 単独機材供与 草の根無償資金協力 草の根無償資金協力 草の根無償資金協力 草の根無償資金協力 短期専門家、WID基金 草の根無償資金協力 在外専門調整員		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
1998	1・第1回グアテマラ地方教育行政Sem.(14名) 2・1997年度女性の教育問題担当官Sem.(1名) 3・小学校建設計画（第2フェーズ） 6・第1回国特帰国研修員による公式帰国報告会 6・「教育Proj.形成ガイド」の作成 6・第1回教育Proj.形成Sem. 6・教員用マニュアル「ジェンダー」の作成 7・第2回教育Proj.形成Sem. 7・第3回教育Proj.形成Sem. 8・第4回教育Proj.形成Sem. 8・第2次学校図書の供与 10・教員訓練P/Pの開始（7県） 11・第2回グアテマラ地方教育行政Sem.(12名)	国別特設研修 一般特設研修 一般無償資金協力 WID基金、JOCV WID基金 WID基金、JOCV WID基金、JOCV WID基金、JOCV 草の根無償資金協力 草の根無償資金協力、WID基金 国別特設研修	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		△ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
1999	2・将来計画Sem. 2・学校給食支援Proj.の開始 2・1998年度女性の教育問題担当官Sem.(1名) 3・P/P運営管理Sem.(7県) 8・第1回P/P進捗情報交換会（7県） 8・教員訓練P/Pの中間評価（7県対象） 9・中南米友情計画による中学校教員の派遣 10・第2回P/P進捗情報交換会（7県） 10・女子教育プログラム支援Proj.の開始 11・第3回グアテマラ地方教育行政Sem.(12名) 11・教員訓練P/P2000年再計画W/S（7県）	専門家 草の根無償資金協力、JOCV 一般特設研修 専門家、WID基金 専門家、WID基金 専門家 青年招へい 専門家、WID基金 WID基金 国別特設研修 WID基金	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
2000	3・第2回女子教育N/S準備会合 3・長期研修員（教員教育行政）の派遣 →大阪大学（2名、内1名は9月に帰国） 6・教員訓練P/Pモニタリング評価W/S 6・第2回女子教育N/S準備会合2 7・第2回女子教育N/S発表者向けW/S 7・「教育Proj.運営管理ガイド」の作成 8・第2回女子教育N/S 11・教員訓練P/P2001年再計画W/S（7県） 11・第4回グアテマラ地方教育行政Sem.(10名)	WID基金 長期研修員 専門家、WID基金 WID基金 WID基金 専門家、WID基金 WID基金 国別特設研修	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
2001	3・長期研修員（教育行政、教育開発）の派遣 →大阪大学（1名） 10・教員訓練P/P終了（7県） 11・第5回グアテマラ地方教育行政Sem.(10名)	長期研修員 WID基金 国別特設研修	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
2002	1・グアテマラ女子教育協力終了時評価	専門家				

注1：対応スキームは、すべて長期派遣専門家の存在を前提としている。

注2：Proj.=プロジェクト、P/P=パイロット・プロジェクト、Sem.=セミナー、N/S=ナショナル・セミナー、W/S=ワークショップ

出所：“Actividades para la Educacion de la Niña 2000”，JICA-MINEDUC，2000

“Actividades para la Educacion de la Niña 1999”，JICA-MINEDUC，1999より筆者作成